

# 早川町立早川北小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、早川北小学校のすべての児童が、安心して充実した学校生活をおくることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応することができるように、「いじめは絶対に許さない」という認識を全職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に取り組む姿勢を、すべての児童に対して全職員で示す。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、該当担任、生徒指導主任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み【別表】

## 4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じている疑いや学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などを相談し、迅速かつ組織的に対応する。児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対応する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに教育委員会及び所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めたときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える場合もある。その際は、教育的配慮に留意し、健全な人間関係を育むことができるようする。

## 7 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み

		児童へ直接関わる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の児童の価値観の理解（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人間関係、情報モラル）</li> <li>○正しい判断力の育成（道徳・特活）</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○インターネット、ゲーム等の約束づくり</li> <li>○生活の様々な機会で、善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験活動への参加</li> </ul>	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童への声かけ</li> <li>○個別面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>	
い じ め の 早 期 対 応	暴力を伴う	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを防止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察、児童相談所等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	暴力を伴わない	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを防止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	行為がわかりにくい	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを防止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> </ul>
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさへの理解</li> <li>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志の育成</li> </ul>	